区内の新型コロナ感染状況とワクチンの準備は？！

荒川区内でも、このところ連日５０人を超える新規感染者が報告されています。（１月１３日現在１２３１人）

家庭内での子どもの感染や介護施設内での小規模クラスターや荒川区でもはじめた介護施設での社会的検査の中でも陽性者の発見などもあり、市中感染の広がっています。

保健所は本人への連絡、病状や感染経路、濃厚接触者の確認、病院や宿泊施設の手配と濃厚接触者への連絡と検体の郵送と検査結果の連絡など行います。応援体制を強化していますが現場は休みも撮れずに大変な状況が続いています。

感染者は発症日から１０日間かつ病状軽快から３日間経過していれば退院・自宅療養解除となります。再度のＰＣＲ検査は必要ないようであります。

濃厚接触者は検査結果にかかわらず２週間は自宅待機となります。

検査と補償を十分に、感染予防に気を付けたいものです。

感染者の状況及びPCR検査の実施状況(1/13現在)

	これまでの累計数		直近1カ月 (12/14~1/13)	
感染者数	1231人		495人	
入院			57人	
宿泊療養等			156人	
接触歴				
接触歴あり	446	36.20%	149	30.10%
接触歴なし	785	63.80%	346	69.90%
病状の有無				
有症状	1005	81.60%	415	83.80%
無症状	204	16.60%	80	16.20%
不明	22	1.80%		
年代別				
10代未満	94	7.60%	45	9.10%
20代	330	26.80%	147	29.70%
30代	257	20.90%	91	18.40%
40代	198	16.10%	76	15.30%
50代	148	12%	62	12.50%
60代	82	6.70%	30	6.10%
70代以上	122	10%	44	9.10%
PCR検査件数(陽性率)	5772	7.50%	1058	10.70%
医療機関	1136	12%	97	21.60%
保健所	2668	6.10%	708	9.30%
PCRセンター	1918	6.80%	253	10.30%

【直近1カ月の接触歴内訳】

●家族関連　73人(49%)
●会社関連　33人(22%)
●友人関連　37人(25%)
●施設内感染関連　6人(4%)

荒川区の感染者数の推移

	感染者累計	前月比
5月10日	45	35
6月10日	82	37
7月10日	119	37
8月10日	232	113
9月10日	339	107
10月10日	406	67
11月10日	518	112
12月10日	702	184
1月10日	1181	479

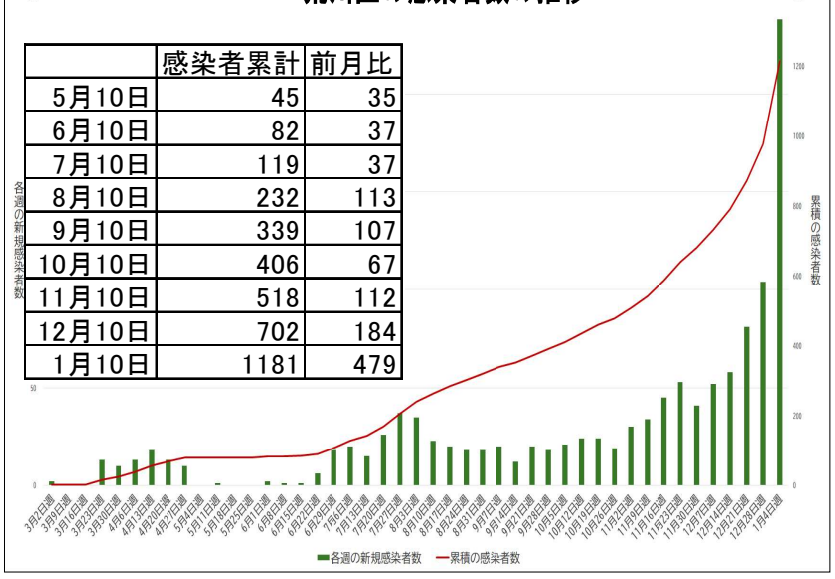

濃厚接触者の定義

患者の発症日の２日前から（無症状病原体保有者は検体採取日の２日前から）

●同居、または長時間の接触（車内、航空機内などを含む）があった。
●感染防護なしに観察、看護、介護をしていた。
●たん、つばなどに直接触れた可能性が高い。
●マスクなしで１メートル以内で会話１５分以上の会話。

日本共産党荒川区議団

小林行男 区政ニュース

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています
ご意見をお寄せください

NO. 801
２０２１．１．２４

区議会控室
TEL 3802-4627
FAX 3806-9246
Email:arajcp@tcn-catv.ne.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ
http//www.tcn-catv.ne.jp/~jcpara/
東尾久相談室
東尾久2-37-3
TEL・FAX
3895-0508

新型コロナウィルス ワクチン接種について

1月19日、区議会に新型コロナのワクチン接種の計画について報告がありました。

すべての区民対象に国の指示のもと、都の協力により区において予防接種を実施する。

実施スケジュール(予定)

2021年　2月下旬　医療従事者への接種開始
　　3月中旬　65才以上の高齢者への接種券等発送
　　3月下旬　接種開始　　一般は５月ごろ？

※ワクチンはファイザー社製、2回接種

マイナス75度での冷凍保存が必要なため常設会場の拠点を決めて接種することになりそうです。

法律相談会

毎月第３火曜日（午後６時から）北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。
できるだけ事前にご連絡ください。

2月の相談会は、2月16日（火）

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所にて、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

荒川区議会自民党会派への政務活動費返還命令判決について

荒川区議会自民党会派への東京地裁の政務活動費返還命令判決について、日本共産党区議団が１月１５日見解を発表しました

１月１３日、東京地方裁判所は、自民党荒川区議会議員団が３年前に新潟県のホテルで行った研修に政務活動費を支出したのは違法だとして、議員団に３２万円余りを返還させるよう区に命じる判決を言い渡しました。判決後３２万円を区に返還しました。

みなさんのご意見をお寄せください。

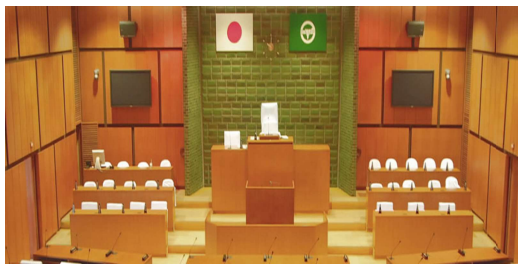

日本共産党荒川区議会議員団の見解

１月１３日、東京地方裁判所は、荒川区議会自民党区議会議員団が３年前、新潟県のホテルで行った研修に政務活動費を支出したのは違法だとして、議員団に３２万円余りを返還させるよう区に命じる判決を言い渡しました。今回の東京地裁判決は、「研修に越後湯沢周辺の講師が参加する予定もなく、研修の内容も区職員からの説明や意見交換で、荒川区内の会議室などで行えるものだった。越後湯沢で宿泊を伴って行う必要性に欠ける」として使途に合理性がないとの判断を示しました。区は上告しない方向であり、この判決が確定することになります。今回の判決について日本共産党荒川区議会議員団は、条例が定める研究研修費の内容に照らしても妥当な判決と考えます。

日本共産党荒川区議会議員団は、会派の議員だけで行う学習や会議について区内、区外開催を問わず、政務活動費からいっさい支出していません。今回の判決も受けて、改めて荒川区議会の政務活動費について収支決算書・領収証のホームページでの公開を始めより厳密な規定を設け、かつ区民のみなさんに理解されるものに改善するために力を尽くします。

なお、新潟県越後湯沢のホテルでの一会派の研修会に、区の幹部職員４２名が旅費、宿泊費など自己負担で参加していたことに強い違和感を覚えます。区民の代表でもある各議員、各会派への公平公正な対応という点でも大きな問題があると考えます。各幹部職員の自主判断と言うかもしれませんが、これだけの規模での幹部職員の参加は、執行機関の一定の統一的な意思が働いていると思われても仕方ないものです。

日本共産党区議会議員団は、今後荒川区議会が、区民の負託を受けた代表としての責務を果たすため、議会改革をさらに推進するために全力で取り組む決意です。

ひきこもりの家族がいる方の傾聴・交流サロン

２月７日（日）
午後１時３０分から
４時３０分
［会場］
アクロスあらかわ
１階ホール
［対象］不登校・ひきこもり・
発達障害の方の家族等
［人数］２０人（申し込み順）
［参加費］５００円（本人は無料）
［申込］１月２１日から
電話・ファクス・電子メールで
①事業名②住所③氏名④電話番号を記入して

荒川区社会福祉協議会へ
電話：３８０２－３３３８
ＦＡＸ：３８０２－３８３１

西日暮里駅前再開発をめぐる住民の皆さんから寄せられている陳情(57件)の区議会・建設環境委員会で審査が行われます。

荒川区は西日暮里駅前再開発を今年4月には都市計画決定をするとしています。コロナ禍で当初予定していた190億円の大ホール建設は断念したものの、大きな変更をせず、新たな資金計画も公表しないまま進めようとしています。区民のみなさんからは、2019年から、「事業区域から除外を希望」「反対」「再考・見直し」が35件、「賛成・推進」22件の陳情が区議会に寄せられています。今回ね建設環境委員会で審査され、それぞれの陳情に対して各会派が態度表明することになります。提出者の説明もあります。

日時:2月3日(水)午前10時より
場所:区役所5階・委員会室
※傍聴もできます。5階議会事務局まで

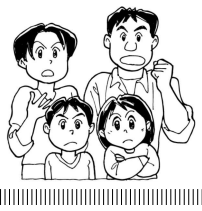

○ようやく通常国会がはじまりました。コロナの感染拡大が広がり、緊急事態宣言も発令。しかし、国会は12月から休会。国会は何をしているのかとお怒りの声をたくさんいただきました。十分論議をして国民が納得できる対策を進めてほしいものです。また、桜を見る会をはじめ、政治と金の問題は絶対に忘れない。解明が必要です。